

# その他資料 2

## ○生駒市立保育所条例施行規則等の一部を改正する規則

(1) 生駒市立保育所条例施行規則(平成13年3月生駒市規則第8号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p style="text-align: center;">○<u>生駒市立保育所条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、生駒市立保育所条例(昭和30年3月生駒市条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(保育時間)</p> <p>第3条 保育所における保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、土曜日にあつては、午前7時30分から午後6時までとする。</p> <p>(1) 保育標準時間の場合 午前7時30分から午後6時30分まで</p> <p>(2) 保育短時間の場合 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 略</p> <p>(入所の申込み)</p> <p>第4条 保育所に児童を入所させようとする保護者は、保育所入所申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(減免の申請)</p> <p><u>第7条 条例第4条第1項ただし書の規定により減免を受けようとする者は、保育料減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(規則で定める延長保育)</p> <p><u>第8条 条例第4条の2の規則で定める延長保育に係る費用(以下「延長保育料」という。)は、別表のとおりとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">○<u>生駒市立保育所規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 生駒市立保育所(以下「保育所」という。)については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>(保育時間)</p> <p>第3条 保育所における保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、土曜日にあつては、午前7時30分から午後6時までとする。</p> <p>(1) 保育標準時間の場合(<u>保育の利用が1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)</u>の場合をいう。) 午前7時30分から午後6時30分まで</p> <p>(2) 保育短時間の場合(<u>保育の利用が1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)</u>の場合をいう。) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 略</p> <p>(入所の申込み)</p> <p>第4条 保育所に児童を入所させようとする保護者は、保育所入所申込書(別記様式)を市長に提出しなければならない。</p>

(規則で定める生計を一にする子)

第9条 条例別表備考第6項の規則で定める生計を一にする子は、当該年度(4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度)の初日の属する年の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が38万円以下の子であつて、他の者の控除対象配偶者(同法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者をいう。)又は扶養親族(同項第8号に規定する扶養親族をいう。)とされていないものとする。

(施行の細目)

第10条 略

別表(第8条関係)

延長保育料表

入所児童 の属する 世帯の階 層区分	延長保育料					
	午前7時00分から午前7時30分までの保育		午前7時30分から午前8時30分までの保育及び午後4時30分から午後6時30分までの保育(保育短時間の場合に限る。)		午後6時30分から午後7時30分までの保育	
	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下
A階層	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B階層	月額800円	日額70円	月額1,600円	日額150円	月額1,600円	日額150円
C <sub>1</sub> 階層からC <sub>18</sub> 階層まで	月額1,600円	日額150円	月額3,200円	日額300円	月額3,200円	日額300円

備考

(施行の細目)

第7条 略

- 1 この表における階層区分は、条例別表の保育料表に定める階層区分とする。
- 2 同一世帯から2人以上の児童の延長保育が実施されている場合において、第2子以降の延長保育料の額は、この表に定める延長保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 3 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する児童の延長保育料の額は、0円とする。

様式第1号(第4条関係)

略

様式第2号(第7条関係)

略

別記様式(第4条関係)

略

(2) 生駒市会計規則(昭和48年3月生駒市規則第2号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課長 市長事務部局の課長、課課長、課長補佐、課内室長、消費生活センター所長、市民活動推進センター所長、人権文化センター所長、男女共同参画プラザ所長、清掃リレーセンター所長、花のまちづくりセンター所長、竜田川浄化センター所長、小平尾南児童館長並びに<u>生駒市立保育所条例(昭和30年3月生駒市条例第8号)</u>に定める保育所の園長及び副園長、消防本部の課長、課課長及び課長補佐、消防署の署長、副署長、分署長及び署長代理、議会事務局次長及び局補佐、教育委員会事務局の課長、課課長、課長補佐、学校給食センター所長、学校給食センター副所長、子育て支援総合センター所長、子育て支援総合センター副所長、こどもサポートセンター所長、図書館の館長、副館長、分館長及び室長、</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課長 市長事務部局の課長、課課長、課長補佐、課内室長、消費生活センター所長、市民活動推進センター所長、人権文化センター所長、男女共同参画プラザ所長、清掃リレーセンター所長、花のまちづくりセンター所長、竜田川浄化センター所長、小平尾南児童館長並びに<u>生駒市立保育所の設置等に関する条例(昭和30年3月生駒市条例第8号)</u>に定める保育所の園長及び副園長、消防本部の課長、課課長及び課長補佐、消防署の署長、副署長、分署長及び署長代理、議会事務局次長及び局補佐、教育委員会事務局の課長、課課長、課長補佐、学校給食センター所長、学校給食センター副所長、子育て支援総合センター所長、子育て支援総合センター副所長、こどもサポートセンター所長、図書館の館長、副館長、</p>

生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)に定める学校の園長、副園長及び校長、選挙管理委員会事務局の事務局長、事務局次長及び局長補佐、監査委員事務局の局長及び局長補佐並びに農業委員会事務局の局長及び局長補佐をいう。

(2) 略

分館長及び室長、生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)に定める学校の園長、副園長及び校長、選挙管理委員会事務局の事務局長、事務局次長及び局長補佐、監査委員事務局の局長及び局長補佐並びに農業委員会事務局の局長及び局長補佐をいう。

(2) 略

(3) 生駒市保育所運営委員会規則(昭和46年4月生駒市規則第7号)新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>生駒市立保育所条例</u>(昭和30年3月生駒市条例第8号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定に基づき、生駒市保育所運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>生駒市立保育所の設置等に関する条例</u>(昭和30年3月生駒市条例第8号。以下「条例」という。)第4条第2項の規定に基づき、生駒市保育所運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>